

平成 27 年 12 月 4 日

参 考 資 料

住民監査請求の結果について
(「県議会議員 1 名に係る政務活動費」に関する件)

鎌倉市扇ガ谷 4 丁目 6 番 6 号在住の岩田 薫氏から、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第 4 項の規定に基づき監査を行った結果を請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

なお、監査の結果の概要をまとめましたので、併せて添付いたします。

- 1 請求書を文書收受した日 平成 27 年 10 月 5 日
- 2 請 求 人 岩田 薫
- 3 請求結果の決定日 平成 27 年 12 月 3 日
- 4 請求結果の概要等 別紙のとおり

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課

副事務局長兼課長 西

副課長 長谷川

電 話 045 (285) 5053 ~ 4

住民監査請求の結果の概要
(「県議会議員 1 名に係る政務活動費」に関する件)

1 監査の結果

平成 27 年 10 月 5 日に受理した住民監査請求について、監査委員の合議により請求人の主張には理由がないと認め、平成 27 年 12 月 3 日、請求を棄却した。

2 請求の要旨

自由民主党神奈川県議会議員団（以下「当該会派」という。）所属の中村省司議員（以下「中村議員」という。）が政務活動費を充当したホームページ開設、維持経費に係る領収書は偽造されたものであり業務の実態がなく、また、「県政レポート」印刷に係る領収書は架空のものであり「県政レポート」が作成・配布された事実がないにもかかわらず、議会局経理課長が中村議員に対してそれぞれ返還請求権を行使していないことが、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるため、議会局経理課長に対して返還を請求する措置を求める。

3 判断の理由

ホームページ開設、維持及び県政レポート印刷のための支出が実際に行われたか否かを確認するために、中村議員、同議員事務所元職員 Y、スパライズ株式会社及び石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行った。

ホームページ開設、維持については、同議員事務所元職員 Y 及びスパライズ株式会社に対して調査を行ったところ、元職員 Y は、監査請求書におけるホームページの開設、維持経費については同社に支払っておらず、その領収書は自分が作成したと説明し、同社代表取締役は、開設、維持経費は受け取っておらず、領収書も作成していないと説明した。双方の説明においては、ホームページ開設、維持経費は同社には支払われていない点で一致しており、これを踏まえると、支出の事実は認められず、中村議員が当該会派に提出したホームページ開設、維持経費の領収書は事実に基づくものとは認められない。

また、県政レポートの作成については、元職員 Y 及び石井印刷株式会社に対して調査を行ったところ、元職員 Y は、県政レポートの印刷代金を同社に持参し現金で渡したと説明した。一方、同社代表取締役は、元職員 Y から印刷代金を受け取り、領収書を作成したが、受け取った印刷代金は同社の売上げには計上せず個人の収入にしたと説明し、印刷代金を受領した後の取扱いについてはその事実を裏付ける資料は作成していないと説明した。このため、県政レポートの印刷については支出の事実を客観的に判断できる資料は得られず、法で定められた監査権限によっては、当該支出の事実の有無を判断するには至らなかった。

上記のとおり、県政レポートの印刷代金については支出の事実の有無を判断するには至らなかったが、ホームページ開設、維持経費については支出の事実は認められなかった。したがって、少なくともホームページ開設、維持経費として計上された 495,000 円については、補助金の交付等に関する規則第 13 条の規定に基づく実績報告における額の確定に当たっては対象外に相当するものと認め

られる。しかし、平成 26 年度に政務活動費の交付先である当該会派が議長あてに報告した当該年度の収支報告書によれば、本件支出を含む支出合計額は収入合計額を上回っており、対象外となる経費 495,000 円のほかに支出の有無を判断できなかった 923,400 円を政務活動費の対象外として整理してもなお上回ることから、県に対する返還額は発生しない。

したがって、本件支出による返還請求権は存在していないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

(請求人)
岩田 薫 様

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	茅 野 誠

住民監査請求に基づく監査の結果について (通知)

平成27年10月5日に受理した同日付け住民監査請求について、地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第4項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された平成27年10月5日付け請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」及び「請求の理由」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。また、請求書では個人名の記載をしているが、政務活動費の目的である議員を除き、氏名については X と記号化した。以下、同一氏名は同一記号で表記する。)

(1) 請求の要旨

神奈川県議会局経理課長は、神奈川県議会の自民党会派に対し平成 26 年 4 月 ~ 27 年 2 月にかけて、毎月 16 日に指定された銀行口座に所属議員分の政務活動費を振り込んできた。この交付金は 1 人あたり月額 530,000 円である。自民党会派所属の議員の中村省司は、このうちから、平成 26 年 4 月 25 日、同 5 月 26 日、同 6 月 25 日、同 7 月 25 日、同 8 月 25 日、同 9 月 25 日、同 10 月 25 日、同 11 月 25 日、同 12 月 25 日、平成 27 年 1 月 26 日、同 2 月 26 日に、各 45,000 円ずつ計 495,000 円を、実態のない H P 作成費名目で詐取したものである。前記、中村は平成 27 年 5 月 15 日の期限までに「政務活動費支出伝票」を会派を通して議会局経理課長に提出しているが「鎌倉市二階堂 117 番地 8 所在のスライズ株式会社、代表取締役 X」名で社判が押された金 50,000 円の領収書計 11 枚は、すべて偽造されたものである。よって議会局経理課長に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

同様にして、自民党会派所属の中村省司は、受け取った上記の政務活動費

から、平成 26 年 4 月 25 日に 340,200 円、同 7 月 20 日に 291,600 円、同 11 月 25 日に 291,600 円の計 923,400 円を、実態のない県政レポート作成代金名目で詐取したものである。こちらも、平成 27 年 5 月 15 日の期限までに会派を通して議会局経理課長に提出しているが、「鎌倉市小町 1 - 6 - 5 所在の石井印刷株式会社」名で社判が押された領収書は、すべて架空のものである。よって、前記の金員の返還の措置をとるよう議会局経理課長に求める。

(2) 請求の理由

請求人は前記金員が詐取されたものであることを次の理由で得た。

ア HP 作成費について

「政務活動費支出伝票」に添付された「スパライズ株式会社、代表取締役 X」は、インターネットで検索すると温泉振興事業を展開する会社であることがわかる。代表取締役の X 氏は、現在鎌倉市の市議会議員である。かつて X 氏は県議の中村省司の秘書兼運転手をつとめていた経緯があるが、氏のブログやツイッターなどを見ると、平成 26 年、27 年は秘書兼運転手の仕事をまったくしていないとの事実がわかる。関係者に聞いたところ、中村県議の事務所の仕事を平成 26 年、27 年は一切手伝っていないことが判明した。にもかかわらず、HP 作成業務を X 氏が行っていたとの領収書が存在する事態はおかしいと言わざるを得ない。有印私文書偽造の可能性が高い。

イ 県政レポート作成費について

本件と同様の県政レポート作成費名目の金員の詐取事件に関しては請求人による住民監査請求に関して、平成 27 年 4 月 30 日付けの結果報告書が存在する。この件は平成 23 年度～25 年度の政務活動費の不正受給の嫌疑を調べたものであるが、監査委員の調査に対して、石井印刷株式会社代表取締役から、「会社の売上げには計上せず、個人の収入にしたため、納品書、請求書、領収書の控えなど、印刷及び印刷代金の受領を裏づける書類は現時点では一切ないとの説明があった」との記載がある。

本件はその後の県政レポート作成費の領収書もいんちきであるとして措置請求を求めたものであるが、平成 26 年度の「政務活動費支出伝票」に関しては、印刷したと主張する県政レポートの見本も一切添付されておらず、実態を証明するものがない。鎌倉市民に聞き取り調査を請求人が行ったところ、誰一人としてポストインされた県政レポートを見ていない事実が判明した。また、市内ならびに近隣のポストイン業者に聞いたところ県政レポートの配布をこの間引き受けた事業者は存在しないこともわかった。30,000 枚あるいは 35,000 枚も配布したとあるのに誰も目にしていないのはまことに不自然である。

なお、前記監査請求した平成 23 年度～25 年度の案件に関しては、請求人の刑事告発を受け、現在横浜地方検察庁特別刑事部が捜査中である。

請求人は、神奈川県情報公開条例にもとづき、議会局経理課に対して平成27年7月23日付けならびに8月26日付けで、平成26年度の自民党の「政務活動費のうちの資料作成費」同「広報広聴費」の公開請求を行い、8月26日と9月1日付けで2件の資料の開示を得た。本件の措置請求には支出日より1年を経過したものが含まれるが、請求人が事実を知り得たのは開示決定を得た期日であるため、地方自治法の定める「正当な理由」に該当すると考える次第である。まして、地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に関しては請求期間に入る案件であると考えらる。

2 請求人

氏名 岩田 薫

住所 神奈川県鎌倉市扇ガ谷4丁目6番6号

3 請求人から提出された事実を証する書面

資料1 平成26年4月25日から平成27年2月26日までの政務活動費支出伝票の写し（広報・広聴費、11枚）

資料2 平成26年4月25日から同年11月25日までの政務活動費支出伝票の写し（資料作成費、3枚）

第3 監査委員の除斥

本件監査請求において、小川久仁子監査委員は、本件監査請求の対象議員と同一会派であるため、法第199条の2の規定により除斥された。

第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年10月5日付けをもって受理した。

第5 監査の実施

1 監査対象事項

法第242条第4項は、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」があると認められる場合は、必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない旨を定めている。これを踏まえ、自由民主党神奈川県議会議員団が政務活動費の対象とした次の支出（以下「本件支出」という。）について、神奈川県議会局職員が管理すべき財産として、返還請求権が存在しているか否かを監査対象事項とした。

本件支出一覧

区分	支出年月日	支出額（円）	経費区分
平成26年度 政務活動費	平成26年4月25日	45,000	広報、広聴費
	平成26年5月26日	45,000	

	平成 26 年 6 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 7 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 8 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 9 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 10 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 11 月 25 日	45,000	
	平成 26 年 12 月 25 日	45,000	
	平成 27 年 1 月 26 日	45,000	
	平成 27 年 2 月 26 日	45,000	
	小計	495,000	
	平成 26 年 4 月 25 日	340,200	資料作成費
	平成 26 年 7 月 20 日	291,600	
	平成 26 年 11 月 25 日	291,600	
	小計	923,400	
	合計	1,418,400	

2 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人は、法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述を行った。

(1) 証拠の提出

請求人から次の証拠の提出があった。

資料 政務活動費伝票作成マニュアル(自由民主党平成26年度第2版)の写し

(2) 陳述の内容

請求人は、平成27年10月22日(木)に、神奈川県横浜合同庁舎2階の第一監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった。(ただし、陳述では個人名を述べているが、政務活動費の目的である議員を除き、氏名については記号化した。)

今回、措置請求をさせていただきましたが、前回、措置請求をさせていただきましたものの関連という風に、考えていただければと思います。前回の平成27年4月30日に、監査結果が出ておりますけれども、この時の監査結果に基づきまして、私の方で行政訴訟を提起しまして、既に、横浜地方裁判所で、この裁判については、審議中であります。それで、前回の監査請求を出した時に、本件に関わる県議会議員中村省司氏の、まあ政務活動費、以前は政務調査費でしたけれども、領収証に対して、極めておかしい点があるということ指摘しまして、前回、監査委員の方で調査をされまして、その領収証の発行者である石井印刷株式会社から、個人の収入になって、会社の台帳には一切の記載が無いという証言を基にしたという

事実を、監査結果としていただいております。現在、この件に関しては、横浜地方検察庁で刑事事件として、刑事告訴、詐欺要件で捜査が進展しております。既に、石井印刷からも事情聴取され、パソコンの押収がされ、なおかつ、中村省司議員の方では、資料を廃棄したという事実があります。その廃棄された資料は、横浜地方検察庁で、廃棄物業者から、押収したという話を聞いて、捜査がかなりの進展をしているところであります。今回の件に関しましても、前回の監査結果と同じでありますけれども、会派の収支の中では、赤字分があるので、つまり、返還の必要はないという結果でございます。今回も、そうした結果になる可能性が極めて高いんでありますけど、しかし、私としましては、その得た資料で、情報公開請求によって得た資料で、問題点がいくつも出てきましたので、あえて、監査請求をさせていただいた次第です。

1点目のホームページの作成費でありますけれども、これは今回情報公開請求しまして議会局より開示された中で出てきたもので、平成 26 年 4 月 25 日付けからほぼ毎月領収書が添付されておりました、27 年の 2 月までに至る分につきまして措置請求をさせていただきましたが、各 45,000 円ずつ 495,000 円のホームページ作成費ということで、スパライズ株式会社代表取締役 X 名で社判の押された領収書が添付されております。この X 氏についてこちらで調べましたところ、現在鎌倉市の市議会議員であります。X 氏は平成 17 年から中村省司議員の秘書兼運転手として事務所に入り、このホームページ作成をしたという事実は確認しております。事務所のスタッフにホームページは作成されていたと。しかし、この X 氏に関しては、平成 21 年、7 年前に鎌倉市議会議員に当選し、以降事務所を離れ、市議会議員としての活動に専念しております。ということで、彼の周辺の証言、それから彼自身が出しているブログやツイッター等で確認しましても事務所の仕事は一切していないと、議員になってからしていないということを確認しております。にもかかわらず、つい至近の平成 26 年 4 月から平成 27 年 2 月まで毎月ホームページ作成費が領収書添付で、このような形で使ったということで出ているということで極めて遺憾であります。この領収書について、X 氏が発行していないとすれば、これは偽造されたものであるということになりまして、これも正に詐欺ということになってしまうという可能性が極めて高いと思います。で、ちなみにこの件に関しましても、行政事件の方では今、証人申請をして X 氏の証言をいただくという段取りを取っているところであります。でまあ、かつて確かに仕事はしていたけれども、その時にこうした領収書を出していた可能性はありますが、その後は一切仕事はしていない。この領収書を出したことがないという風な周辺からも証言をいただいておりますので、是非、監査委員の皆様方においては、この領収書がなぜこういう形で、つい最近平成 27 年 2 月まで毎月出ておりますので、出されているのか確認をいただきたいと思っております。それが今回の監査請求のまず 1 点目であります。

2点目のこれは、前回と同じ県政レポートを作成したという名目で石井印刷株式会社から平成26年4月から11月に至るまでの340,200円から291,600円に至るまでの何回かにわたっての領収書が添付されておりますけれども、これについては、やはり情報公開請求でこちらで写しを交付いただいた訳ですけれども、1つ不審な点はこれに現物の添付がないということです。本日資料としてお配りしました、これは部外秘でありますけれども自由民主党の会派で作った政務活動費の伝票作成マニュアルであります。この中に広報広聴費並びに資料作成費に関しては現物を添付してくださいとはっきり書いてあります。資料作成費の方でも成果物の添付をお願いしますと書いてありますが、いずれもその成果物の添付がない。以前こちらに監査請求をさせていただいた23年度から25年度に関しては成果物の添付が確かにありました。

これについては、今、刑事告発のほうでは、1部だけ作成して、実際には印刷していなかったということについての捜査をしていただいておりますけれども、いずれにしても、1部を添付はしております。しかし今回、この平成26年の4月から11月にわたる県政レポート作成費として領収書が添付されている件に関しては、成果物が一切添付されておられません。ということで、会派で作ったこのマニュアルにも反するというので、我々としては、我々県民としては、成果物がないと本当に印刷したかどうかという確認ができない。前回は、まあ印刷したけど1部だけ作ったもので印刷してないという実態について、刑事・民事両方で、私の方では事実確認をお願いしているところでもありますけれども、今回はその成果物さえないということで、極めて不透明な支出になっているという実態であります。

それから、前回、石井印刷株式会社は、個人の収入にして会社の帳簿には一切記載がないということ、監査委員にも証言しておりますけれども、とするならば、今回についてはどうなのか。極めて不透明であることは間違いありません。ということで、是非きちんとした調べをお願いしたいということです。

ただ、前回同様、会派内では支出が上回れば返す必要がないという結果になる可能性がありますけれども、しかし、もしこれが完全に実態のないものに使われたということであれば、それは返さないで解決すべき問題なのか、それとも、県のこれは公金ですので、監査委員として、やはりその分については返還を求めるといふことなのか、そこら辺の判断は、極めて重要なものであるという風に考えます。

私たち県民としては、おかしい支出があったのに、それを返さないで処理された問題だから、それについては関与できないという結論が今後も続くとするれば、極めて不本意であります。なおかつ、神奈川県政務活動費の交付等に関する条例、この条例の第11条の1項には、政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者を置かなければならない、会派はですね、このように定められております。そうすると、この自民党の会派において

も、経理責任者並びに監査責任者がいて、こうした支出についてきちんとした確認をしているはずと思われます。しかし、そうした形跡がない。この監査責任者が、もしいるとするならば、会派の中でのそうした確認をどうしてきたのかということも、私たち県民とすれば非常に疑問が残る点であります。ということで、是非きちんとした、中身についての確認をいただきたい。

もう1つ、1点あれすれば、つい先日までこの中村省司事務所で会計責任者をしてきたYさんという女性があります。彼女に関しては、今年7月でこの事務所の会計責任者を辞任したという風に聞いておりますが、いま私が行っている行政訴訟では、彼女の証人としての証言を求めたいということも請求しておりますけれども、彼女が一切の事務処理をしていたということを聞いておりますけれども、そうしますと、彼女が事実を知っているわけですが、この領収書についてどうなのか確認を求めたいところでもありますけれども、私が聞いている範囲では、これ関係者から聞きましましたけれども、先ほどのホームページ作成費についても、きちんとした会社から、X氏の会社から出たものでなく、彼女の方で書いて添付したものであるということを聞いております。そこら辺は、この裁判の中では本人の証言をきちんと聞きたいという風に考えておりますけれども、そういった経緯もありまして、極めて不透明であることは間違いありません。

これは、情報公開請求が開示されたのが今年の8月26日と9月1日付けで私は資料を得ましたので、この監査請求に関しての時効の規定がありますけれども、今回の返還請求に関しては、知り得た期日からまだ1年経っておりませんので、時効の規定は及ばないという風に考えている次第です。

なおかつ、これは監査委員として、公職にあるX氏、鎌倉市議会議員です。是非本人の確認を求めていただきたいと。これは、きちんとした職権で本人の確認を求めていただければ、本当にこのホームページを作成して、この領収書を出していたのかどうかですね。その点は、是非お願いしたいところであります。毎年支出されているものでありますので、これは外部にホームページの作成を依頼したのではなく、事務所内のスタッフがホームページを作成したというふうに関係者から聞いております。ということでありますので、既に先ほど言いましたように、市議会議員でその仕事をしていないという風に聞いておりますので、そこら辺の確認を是非していただきたいところであります。ということで、今回は2件にわたる、県政レポートの作成費についても、前回の監査請求に追加の分をお願いしたいということではありますが、これについては、成果物が無いという実態がありますので、是非調査をお願いしたいということでもあります。今、司法の判断も仰いでいる事件でありますけれども、前回以降の追加資料も出ましたので、新たに監査請求を私の方で提起させていただいたという次第です。県の監査委員の皆様方の良識を信じたいと考えております。

で、よろしく調査の方をお願いしたいということでもあります。私の陳述は以上です。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

パソコンが押収され、関係資料も押収されているという話があったが、裏付けのあるご認識かとの監査委員の確認に対し、「はい、私告発人として、警察当局から、その後いろいろ追加資料を出したりのやりとりがありますので、そこで聞いた事であります。」

関係の帳簿の類は、司法の手にあるのかとの監査委員の確認に対し、「いや、私の聞いている範囲は、帳簿まではまだ押収していないという風に聞いておりますので、関係者のところにあると思います。それ以外のものを遺棄したものを押収したということですので、特に石井印刷に関しては、帳簿はまだあると思います。警察の方で入手したという話は聞いておりません。」

スパライズ株式会社に関して、請求人の方から警察に対して何を行い、それに対する動きはどうなっているのかとの監査委員の確認に対し、「公開していませんけれども、追加資料として上申書の形でこんなものもあるということで提出しています。」、「警察が何をしたかは分かりませんが、X氏本人を呼んでこのことについては事情を聞いたということは聞いております。」

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、政務活動費の交付事務を所管する議会局経理課を選定し、平成27年10月27日(火)に横浜合同庁舎2階会議室において、職員調査を実施した。

なお、議会局経理課職員は、議長から議会書記に任じられているとともに、知事から神奈川県職員に任じられている。

議会局経理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 政務活動費の書類審査について

政務活動費について、会派から議長に提出された政務活動費収支報告書及び領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)(写)に対する審査は、平成25年3月に策定された「政務活動費の手引き」(以下「手引き」という。)に定められた「政務活動費の基本的な考え方」や「政務活動費の充実に当たっての運用指針」を判断基準としている。

また、議長から知事に送付された政務活動費収支報告書(写)及び証拠書類等(写)に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第13条の規定(昭和45年規則第41号)に準じて行っている。

これらの審査に当たっては、使途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、証拠書類等（写）に明らかに目的外支出と認められる記載がある場合や計算に明らかな誤りがある場合を除き、適正であると判断している。

なお、手引きにおいて、資料作成費については、1件につき5万円を超える場合は成果物を保存することを求めているが、提出することにはなっていない。

(2) 本件監査請求に関する見解について

今回、請求人が違法又は不当に詐取されたと主張する事実証明書（平成26年4月25日から平成27年2月26日までのスライズ株式会社名の領収書が貼付された政務活動費支出伝票の写し及び平成26年4月25日から同年11月25日までの石井印刷株式会社名の領収証が貼付された政務活動費支出伝票の写し）を改めて確認したところ、問題はなかった。

本件においては、証拠書類等（写）から請求人の主張する事実を確認することは困難であり、議長に提出された証拠書類等（写）も適正であることから、政務活動費の交付先である自由民主党神奈川県議団に対して返還を求めることはできない。

4 関係人調査の実施

本件監査請求の趣旨は、本件支出が支出の原因のないもので架空のものであるとの主張である。そこで、本件支出が実際に行われたものであるか否かを確認するために、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を次のとおり実施した。

(1) 自由民主党神奈川県議会議員団（以下「当該会派」という。）

本件監査請求に関し、本件政務活動費の交付先である当該会派に対し、平成27年11月5日（金）に聞き取りによる調査を実施するとともに、本件支出に係る関係書類（政務活動費支出伝票、「中村省司県政レポート」と題した紙（以下「県政レポート」という。）、領収書、会計帳簿）の原本の確認を行った。

当該会派の説明の要旨は、次のとおりであった。

政務活動費の交付等については次のとおりである。

ア 当該会派に所属する議員への交付の時期

当該会派が交付を受けた政務活動費については、毎月一定額を各議員に直接現金で交付する。

イ 各議員からの支出の報告

四半期毎に提出期限を定めて、手引きに基づく政務活動費支出伝票及び支出を証する証拠書類等並びに政務活動費出納簿の提出を求めている。

ウ 政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者の業務内容

政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者は、慣例及び条例に基づき次のような業務を行っている。

(ア) 政務活動費経理責任者

各議員から提出された政務活動費支出伝票及び政務活動費出納簿をとりまとめ、会派としての政務活動費収支報告書及び会計帳簿を作成する。

なお、会計帳簿の作成に当たっては、各議員から報告された個々の支出が条例や手引きに反していないか、必要な書類が添付されているかを確認し、日付順、経費区分毎に整理し作成する。(議員毎には整理していない。)

(イ) 政務活動費監査責任者

各議員から提出された政務活動費支出伝票及び政務活動費出納簿の内容を四半期毎に監査する。必要に応じて政務活動費経理責任者へ問い合わせを行い、支出が適正であるかを監査する。なお、ホームページについては、実際のホームページの存在を確認している。

エ 報告の内容が不適格と判断された場合の取扱い

不適格と判断した政務活動費支出伝票及び証拠書類等を該当の議員に差し戻す。

(2) 中村省司神奈川県議会議員(以下「中村議員」という。)

本件監査請求に関し、本件支出に係る領収書の宛名人であり、またホームページの開設者及び「県政レポート」の発行人である当該会派所属の中村議員に対し、平成27年11月9日(月)に聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果、中村議員の説明の要旨は次のとおりであった。

スパライズ株式会社代表取締役及び石井印刷株式会社代表取締役とは長い間信頼関係にあり、業務を発注していることは承知しているが、平成26年度の細かい事務処理については、中村議員事務所を平成27年7月に退職した元職員Yでないと分からないので、Yに確認して欲しい。

(3) 中村議員事務所元職員Y

本件監査請求に関し、平成26年度において中村議員事務所でホームページ及び印刷に関する事務を担当していた元職員Yに対し、平成27年11月12日(木)及び同月19日(木)に聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果、元職員Yの説明の要旨は次のとおりであった。

ア 担当職務等について

中村議員事務所には平成元年頃採用され、平成27年7月16日に退職した。経理事務、議員のスケジュール管理、パソコン操作等、事務所の一般的な職務を担当しており、経理事務については、平成26年度は2人い

た事務職員のうち自分が主に任されており、政務活動費の支出については一任され、使途については口頭で事後報告していた。

イ ホームページ開設、維持について

中村議員のホームページは平成 20 年か 21 年頃スパライズ株式会社代表取締役が立ち上げ、開設、維持業務をしていたが、時期ははっきりしないが昨年頃から別の同議員の知人がボランティアで担当するようになった。

平成 26 年度についてはホームページの内容の更新をスパライズ株式会社には依頼していないが、パソコン操作の相談などをお願いしていることから、そうした経費を含めて、ホームページ開設、維持経費とした。

ホームページ開設、維持経費については、月 5 万円の金額はホームページ開設当初に当該代表取締役と話し合って決定したが、契約書等は一切作成していない。また、当該代表取締役が同議員にお世話になっているからと当初から受取りを固辞してきた経緯があり、政務活動費から支出するつもりで現金を用意したが、いまだ現金を渡すには至っておらず、このことは同議員には報告していない。いつかは渡すつもりで、現在でも同議員事務所の机の中に鍵をかけて保管しており、鍵は同議員事務所にあるが、この現金については、後任の事務職員にも話しておらず、保管場所については大事なものが入っているのを触らないように、何かあった時は自分に連絡するように言っている。

ホームページ開設、維持経費の領収書は、自民党会派への政務活動費の報告書作成のため、自分が作成した。

ウ 「県政レポート」印刷について

以前より中村議員事務所の印刷は石井印刷株式会社に口頭で依頼しており、証拠書類は領収書のみであり、契約書等の書類は作成していない。

県政レポートの原稿は自分が同議員事務所のパソコンで作成しており、CD 又はメールの添付ファイルで同社に送付していた。

納品については、同議員事務所に納品してもらい、納品確認は自分が行った。

支払は同議員事務所と同社が近いため、自分が毎回現金を届けていた。

配布のためのポスティングは知人に有償で依頼し行っていたほか、後援会のボランティアによって行っていた。

(4) スパライズ株式会社

本件監査請求に関し、ホームページ開設、維持に係る本件支出の領収書の名義人であるスパライズ株式会社に対し、平成 27 年 11 月 17 日(火)に聞き取りによる調査を実施するとともに、帳簿、書類その他の記録の提出を求めた。

調査の結果、スパライズ株式会社代表取締役の説明の要旨は次のとおりであった。

平成 19 年頃から中村議員のお手伝いをするようになり、運転手などをし

ていた。ホームページに関しては、平成 20 年頃から開設、維持業務を行っていたが、契約書等は作成していなかった。平成 22 年の冬頃から自社とは別の人が開設、維持業務を行うようになったため自社では開設、維持業務を止めており、平成 26 年度については一切関与していない。また、他の業務も一切行っていない。自社で担当していた頃は、自社のパソコンで作成しており、当時の URL は「<http://www.s-nakamura.com>」であり、現在の「<http://sho-ji.de>」とは違う。当時のファイルは自社のパソコンに保管してある。

平成 26 年度において、自社及び代表取締役は中村議員及び同議員事務所からの金銭の受領は一切なく、平成 26 年度は中村議員及び同議員事務所に対して領収書を発行していない。

中村議員及び同議員事務所に対して領収書を発行したのは、平成 22 年 9 月 30 日の発行が最終であり、平成 26 年度の中村議員の政務活動費の支出伝票に添付された自社名の領収書については不知である。また、平成 22 年当時自社で使っていた領収書の書式はアピカ社製のものであり、支出伝票に添付されたコクヨ社製のものとは違う。

(5) 石井印刷株式会社

本件監査請求に関し、「県政レポート」印刷に係る本件支出の領収書の名義人である石井印刷株式会社に対し、平成 27 年 11 月 12 日（木）に聞き取りによる調査を実施するとともに、帳簿、書類その他の記録の提出を求めた。

調査の結果は、次のとおりであった。

同社代表取締役から、「県政レポート」は、口頭で注文を受け、印刷・納品した後、印刷代金は現金で受領し、同社名の領収書を中村議員事務所あてに発行したが、会社の売上げには計上せず、個人の収入としたため、納品書、請求書、領収書の控えなど、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける書類並びに個人の収入としたことを裏付ける書類は一切ないとの説明があり、帳簿、書類その他の記録の提出はなかった。

第 6 監査の結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費の制度の概要

ア 政務活動費の概要

ア) 法の規定

普通地方公共団体は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動

費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならないとされている。

また、同条第 15 項の規定により、前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するとされている。

(イ) 本県条例の規定

本県では上記の法の規定に基づき、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（改正平成 25 年条例第 42 号。以下「政務活動費条例」という。）を定めており、政務活動費条例第 2 条から第 5 条までの規定により、政務活動費（交付対象経費：調査研究費、資料作成費等）は、議会の会派（所属議員が 1 人である場合を含む。）毎に、会派、議員、会派及び議員のいずれかに交付する方法があり、中村議員が所属する当該会派は、会派に交付する方法を採用している。会派に交付する場合は、議員 1 人当たりの月額 53 万円に、その会派に所属する議員の数を乗じて得た額を交付している。

(ウ) 手引き（平成 25 年 3 月版）の規定

a 政務活動費の基本的な考え方

政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる事項を原則として、会派及び議員の責任において、適切に処理するものとされている。

必要性、妥当性及び効率性の原則

透明性の原則

実費弁償の原則

b 政務活動費の充実に当たっての運用指針

政務活動費の支出に係る証拠書類等とすることができるものとして、領収書、レシート、銀行の振込金受取書、A T M 利用明細書（控）、郵便局振込票兼領収書等が定められている。

c 各経費別の運用指針

各経費別の具体的な事例や留意点が定められており、本件支出が該当する広報・広聴費については、具体的な経費として広報紙等の作成及び発送に要する経費、会派及び議員のホームページ開設費、維持経費等が示されており、また、資料作成費については、具体的な経費として調査研究活動報告書、調査研究資料、政策要望書等の作成費が示されていて、1 件につき 5 万円を超える資料作成費に政務活動費を充当する場合は、成果物を保存しておくものとされている。

イ 政務活動費の交付手続等

政務活動費の交付手続等は次のとおりである。

(ア) 政務活動費の交付決定

知事は議長から政務活動費条例第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定に基づく通知を受けたとき、政務活動費条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により速やかに当該年度の政務活動費の交付決定を行わなければ

ならないとされている。

また、政務活動費条例第 8 条第 3 項の規定により、知事は、政務活動費の交付決定を行ったときは、速やかに会派又は議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとされている。

(イ) 政務活動費の交付請求及び交付

政務活動費条例第 10 条の規定により、会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る政務活動費の請求をし、知事は当該請求があったときは、毎月 16 日に当該月分の政務活動費を交付するとされている。

(ウ) 政務活動費収支報告書等の提出

政務活動費条例第 13 条第 1 項の規定により、会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務活動費の収入額、支出額等を記載した政務活動費収支報告書及び当該支出に係る証拠書類等の写しを翌年度の 5 月 15 日までに議長に提出することとされている。

(I) 政務活動費の返還

政務活動費条例第 14 条第 1 項の規定により、会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において行った政務活動費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の 5 月 31 日までに県に対して返還しなければならないとされている。

(オ) 政務活動費の額の確定

当該年度の政務活動費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。

また、政務活動費条例第 13 条第 3 項の規定により、議長から政務活動費収支報告書の写し及び証拠書類等の写しの送付を受けた知事は、法第 221 条第 2 項の規定により交付金を受けた者に対して、その状況を調査することができることを踏まえ、補助金の交付等に関する規則第 13 条の規定に準じて、収支報告書の内容や証拠書類等を確認し、政務活動費の額の確定を行っている。

ウ 政務活動費の検証等

(ア) 政務活動費経理責任者、政務活動費監査責任者の設置等

政務活動費条例第 11 条第 1 項の規定により、会派に政務活動費を交付する方法を採る会派は、政務活動費経理責任者及び政務活動費監査責任者を置かなければならない。ただし、所属議員が 1 人である会派に係る政務活動費監査責任者については、この限りではないとされている。

同条第 2 項の規定により、政務活動費監査責任者は、会派に交付する政務活動費の収入及び支出について監査を行わなければならないとされている。

(イ) 証拠書類等及び会計帳簿の整理

政務活動費条例第 12 条第 1 項の規定により、政務活動費経理責任者

及び議員は、政務活動費の支出について、証拠書類等を整備するとともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならないとされている。

(2) 本件支出に係る当該会派への政務活動費の交付の状況

平成 26 年度政務活動費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 16 日から	262,880	平成 27 年 5 月 15 日	平成 27 年 5 月 21 日
平成 26 年 7 月 18 日 1	平成 27 年 3 月 16 日まで (毎月原則 16 日)		平成 27 年 7 月 8 日 2	

- 1 会派異動届提出により、交付対象議員数に変動があったことによるもの
- 2 収支報告書の修正が提出されたもの(交付額の変更なし)

(3) 当該会派での手続

ア 各議員から会派への支出報告について

(ア) 報告の時期

当該会派では、四半期毎に提出期限を定めて、各議員に対し、支出伝票、出納簿及び支出に係る証拠書類の提出を求めている。

(イ) 本件支出の報告内容

本件支出に係る支出伝票及び出納簿を確認したところ、内容は次のとおりであり、支出を証する書類として領収書が添付されており、資料作成費については、成果物が保存されていた。

平成 26 年度政務活動費

経費区分	支出年月日	金額(円)	支出内容
広報・広聴費	平成 26 年 4 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 5 月 26 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 6 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 7 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 8 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 9 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費

広報・広聴費	平成 26 年 10 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 11 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 26 年 12 月 25 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 27 年 1 月 26 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
広報・広聴費	平成 27 年 2 月 26 日	45,000	ホームページ開設、維持経費
資料作成費	平成 26 年 4 月 25 日	340,200	調査研究活動報告書作成費 (成果物) 県政レポート 平成 26 年 4 月 20 日発行
資料作成費	平成 26 年 7 月 20 日	291,600	調査研究活動報告書作成費 (成果物) 県政レポート 平成 26 年 7 月 20 日発行
資料作成費	平成 26 年 11 月 25 日	291,600	調査研究活動報告書作成費 (成果物) 県政レポート 平成 26 年 11 月 20 日発行

資料作成費の成果物の仕様(3回とも)

A4版 1枚(両面刷り) 白地の紙

イ 本件支出の支払報告に対する当該会派の対応について

本件支出について、政務活動費条例第12条第1項の規定に基づく会計帳簿を確認したところ、14件全てが支出として計上されており、政務活動費の対象であった。

ウ 政務活動費の収支報告

当該会派団長が議長に報告した政務活動費の収支額は次のとおりであり、支出合計額が収入合計額を上回っていた。

平成26年度政務活動費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A-B)	残額
275,635,507 円	262,880,165 円	12,755,342 円	0 円

(4) 議会局による書類審査

政務活動費について、会派から議長に提出された政務活動費収支報告書及び証拠書類等(写)に対する審査は、手引きに定められた「政務活動費の基

本的な考え方」や「政務活動費の充実に当たっての運用指針」を判断基準としている。

さらに、議長から知事に送付された政務活動費収支報告書（写）及び証拠書類等（写）に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第 13 条の規定に準じて行っている。

これらの審査に当たっては、用途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、本件請求人が違法又は不当に詐取されたとする主張の根拠として添付している事実証明書（平成 26 年 4 月 25 日から平成 27 年 2 月 26 日までのスパライズ株式会社名の領収書が貼付された政務活動費支出伝票の写し及び平成 26 年 4 月 25 日から同年 11 月 25 日までの石井印刷株式会社名の領収証が貼付された政務活動費支出伝票の写し）を改めて確認したところ、問題はなかったとしている。

また、本件監査請求に係る職員調査において、本件支出に係る支出伝票を確認したところ、手引きで定める支出を証する書類は添付されていた。

(5) ホームページ開設、維持経費

ア ホームページの存在

インターネットにおいて検索したところ、神奈川県議会議員中村省司ホームページ（URL = <http://sho-ji.de>）の存在を確認した。

イ ホームページ開設、維持業務

中村議員の要望に基づき行った同議員事務所元職員 Y への関係人調査の結果、平成 20 年か 21 年頃からスパライズ株式会社が、開設、維持業務をしていたが、時期ははっきりしないが昨年頃から別の人を担当するようになり、平成 26 年度についてはホームページの内容の更新をスパライズ株式会社には依頼していないと説明があり、また同社への関係人調査の結果、平成 20 年頃から開設、維持業務を行っていたが、平成 22 年の冬頃から自社とは別の人が開設、維持業務を行うようになったため自社では開設、維持業務を止めており、平成 26 年度については一切関与していないとの説明があり、業務を止めている時期は一致していないが、平成 26 年度の状況については説明が一致している。

ウ ホームページ開設、維持経費の支出

中村議員事務所元職員 Y への関係人調査の結果、ホームページ開設、維持経費についてホームページ開設当初から現金は渡しておらず、支出を証する領収書は元職員 Y が作成したものであるとの説明があり、また同社への関係人調査の結果、ホームページ開設当初から同社は同議員事務所からの金銭の受領はなく、平成 26 年度においても金銭の受領は一切なく、領収書を発行していないとの説明があった。

(6) 「県政レポート」印刷代

ア 「県政レポート」の印刷

中村議員事務所元職員 Y への関係人調査の結果、「県政レポート」は口頭で発注しており、納品確認は自分が行ったとの説明があり、また、石井印刷株式会社への関係人調査の結果、「県政レポート」は口頭で受注し、同議員事務所に納品したとの説明があったが、作成を裏付ける資料は提出されなかった。

イ 印刷代金の支出

中村議員及び同議員事務所元職員 Y への関係人調査の結果、「県政レポート」の印刷代金は全て現金で支払っており、当該会派に提出した領収書が証拠書類であるとの説明があり、他に資料は提出されなかった。また、石井印刷株式会社への関係人調査の結果、同社代表取締役から、支払われた印刷代金は会社に入金することなく個人の収入としたため、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける書類は一切ないけれども、実際に金銭の授受があったとの説明があったが、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける資料は提出されなかった。

ウ 「県政レポート」の配布

中村議員事務所元職員 Y への関係人調査の結果、「県政レポート」については、ポスティングを知人に有償で依頼し行っていたほか、後援会のボランティアによって配布をしていたとの説明があった。

2 判断の理由

請求人は、ホームページ開設、維持経費の領収書について、スパライズ株式会社の代表取締役が平成 26 年度に中村議員事務所の仕事を一切手伝っていないにも関わらず、ホームページ開設、維持を同社代表取締役が行っていたとする実態のない偽造された領収書であり、また県政レポート印刷の領収書についても、作成・配布の実態がないにも関わらず作成したとする架空の領収書であると主張する。

そして、中村議員がこれらの費用に政務活動費を充当したとするのは、政務活動費を詐取したものであるので、議会局経理課長に対して返還請求の措置をとることを求めると主張する。

よって、本件監査請求の趣旨は、議会局経理課長が返還請求権を行使していないことが、法第 242 条第 1 項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるとして、議会局経理課長が中村議員に対して返還を請求する措置を求めているものと認められる。

そこで、ホームページ開設、維持及び県政レポート印刷のための支出が実際に行われたか否かを確認するために、中村議員、同議員事務所元職員 Y、スパライズ株式会社及び石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行った。

ホームページ開設、維持については、同議員事務所元職員 Y 及びスパライズ株式会社に対して調査を行ったところ、元職員 Y は、監査請求書におけるホームページの開設、維持経費については同社に支払っておらず、その領収書は自分が作成したと説明し、同社代表取締役は、開設、維持経費は受け取っておら

ず、領収書も作成していないと説明した。双方の説明においては、ホームページ開設、維持経費は同社には支払われていない点で一致しており、これを踏まえると、支出の事実は認められず、中村議員が当該会派に提出したホームページ開設、維持経費の領収書は事実に基づくものとは認められない。

また、県政レポートの作成については、元職員 Y 及び石井印刷株式会社に対して調査を行ったところ、元職員 Y は、県政レポートの印刷代金を同社に持参し現金で渡したと説明した。一方、同社代表取締役は、元職員 Y から印刷代金を受け取り、領収書を作成したが、受け取った印刷代金は同社の売上げには計上せず個人の収入にしたと説明し、印刷代金を受領した後の取扱いについてはその事実を裏付ける資料は作成していないと説明した。このため、県政レポートの印刷については支出の事実を客観的に判断できる資料は得られず、法で定められた監査権限によっては、当該支出の事実の有無を判断するには至らなかった。

上記のとおり、県政レポートの印刷代金については支出の事実の有無を判断するには至らなかったが、ホームページ開設、維持経費については支出の事実は認められなかった。したがって、少なくともホームページ開設、維持経費として計上された 495,000 円については、補助金の交付等に関する規則第 13 条の規定に基づく実績報告における額の確定に当たっては対象外に相当するものと認められる。しかし、前記 1(3)ウのとおり、平成 26 年度に政務活動費の交付先である当該会派が議長あてに報告した当該年度の収支報告書によれば、本件支出を含む支出合計額は収入合計額を上回っており、対象外となる経費 495,000 円のほかに支出の有無を判断できなかった 923,400 円を政務活動費の対象外として整理してもなお上回ることから、県に対する返還額は発生しない。

したがって、本件支出による返還請求権は存在していないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

3 結論

以上のことから、本件支出について返還請求権は存在していないため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がない。